

公益財団法人 山形県スポーツ協会表彰規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人山形県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第 4 条に基づき、体育・スポーツに関する表彰を行うため必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第 2 条 本会は、本県体育・スポーツの普及と振興に関し、次条各号のいずれかに該当すると認めた個人（本県に居住するか又は県外の大学に在学する本県出身者及び JOC エリートアカデミーに所属する本県出身者に限る。）又は団体を表彰する。

- 2 国民体育大会ふるさと選手制度により、本県代表選手として出場し、優勝した個人を表彰する。
- 3 オリンピックに出場した本県出身選手（個人）を表彰する。
- 4 前各項の表彰対象競技は、本会加盟競技団体競技及びオリンピック競技種目とする。

(表彰の種別及び内容)

第 3 条 表彰の種別及び内容は、次のとおりとする。

(1) 殊 勲 賞

- ア. 全国競技大会において優勝又は日本新記録を樹立した者（日本タイ記録を含む）
- イ. 日本代表選手として国際競技会に出場した者
- ウ. 全国大会で好成績を収め、ナショナルリーグ等の推薦を得たチーム

(2) 奨 励 賞

- 殊勲賞に該当しない競技会等において次のいずれかの成績をあげた者
- ア. 全国大会において優勝した者
 - イ. 日本代表選手として、国際競技会に出場した者（1～8 位）

(3) 功 労 賞

- ア. 県又は地域スポーツの普及振興に多大の業績を挙げ、その成績の顕著な者
- イ. 本会の役員として会の発展に特に寄与した者
- ウ. 本会加盟団体役員として特に功労のあった者
- エ. 長期にわたり活躍した優秀選手・監督及びチーム

(4) 感 謝 状

- ア. スポーツの普及振興に物心両面にわたり尽力のあった者
- イ. 本会加盟団体役員として本会の発展に特に功労のあった者

(5) 特 別 賞

極めて優れた実績・功績が認められる者、又は上記に因りがたい功績が認められる者

(候補者等の推薦)

第 4 条 加盟団体及び本会専門委員会は、前条に規程する各賞の候補者及び団体について、本会に推薦するものとする。

(候補者の選考及び決定)

第 5 条 受賞者については、表彰選考審査会を開催し、推薦された候補者等から受賞者を審議・選考して理事長が決定し、理事長は、決定後、理事会に報告する。

2 表彰選考審査会については、理事長が別に定めるものとする。

(受賞者の回数並びに加授)

第 6 条 受賞の回数は、殊勲賞並びに奨励賞を除き 1 回を原則とする。

2 功労賞を受けた者が、新たな事由等により功労が認められた場合は、重賞することができる。

3 第 3 条第 3 号エに該当する個人及び団体には、「山形県ライオンズスポーツ賞」を加授する。

(表彰の方法)

第 7 条 表彰は、毎年定期又は必要と認めたときに表彰状を授与して行う。

2 前条の表彰には、副賞をあわせて授与することができる。

(規程の変更)

第 8 条 本規程及び内規は、理事会の承認を得て変更することができる。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、表彰の施行についての必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成 6 年 5 月 26 日から施行する。
- 2 財団法人山形県体育協会表彰規程（昭和 48 年 3 月 20 日）は、廃止する。
- 3 この規程は、平成 8 年 1 月 17 日一部改正する。
- 4 この規程は、平成 8 年 3 月 22 日一部改正する。
- 5 この規定は、平成 22 年 5 月 25 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日より適用する。
- 6 この規定は、平成 23 年 5 月 31 日一部改正する。
- 7 この規程は、公益財団法人山形県体育協会の設立の登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。
- 8 この規程は、平成 25 年度定時評議員会(平成 25 年 6 月 18 日)から施行する。
- 9 平成 31 年 3 月 25 日一部改正
(名称) (第 1 条)
- 10 この規程は、令和 5 年 3 月 13 日一部改正する。

公益財団法人 山形県スポーツ協会表彰規程内規

(趣 旨)

この内規は、公益財団法人山形県スポーツ協会表彰規程（以下「表彰規程」という）第9条の規定に基づき、表彰について必要な事項を定める。

1 殊 勲 賞

(1) 全国競技大会の範囲

- ① 国民体育大会
- ② 全日本選手権大会
- ③ 全日本大学選手権大会
- ④ 全国高等学校総合体育大会
- ⑤ 全国中学校体育大会
- ⑥ 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）に加盟する中央競技団体が認める全国的競技会（身分、職種により参加者が限定されている者及び小学生の全国競技会は除く）
- ⑦ その他、県スポーツ協会が認める全国的競技会（公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）に加盟している統括団体が主催する大会。）

(2) 国際競技会の範囲

- ① オリンピック大会
- ② 世界選手権大会
- ③ アジア競技大会
- ④ ワールドカップ大会
- ⑤ ユニバーシアード競技大会
- ⑥ 日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体又は JOC に加盟する統括団体が認める大会で、3カ国以上が参加する国際大会に出場した者（招待選手、親善大会は除く）

(3) 表彰の対象

- ① オリンピック出場者については、県外に居住する県内の小学校・中学校・高等学校卒業者を含む。
- ② 陸上競技、水泳競技、スキー競技等におけるリレー種目については、当該大会で表彰を受けた選手とする。

(4) 日本新記録の範囲

中学生、高校生、大学生の全国競技会における公認新記録を含む。

(5) ナショナルリーグの内容

当該チームが全国又は地域（ブロック）において高水準にあり予選リーグ等を経て本リーグに推薦されたチーム

2 奨 励 賞

(1) 国際競技大会の範囲

中央競技団体が認める又は県スポーツ協会が認めた、招待、親善大会を除く3カ国以上が参加する競技会に参加した者

(2) マスターズ競技会に係る表彰の制限

全日本及び世界マスターズ競技会については、過去において、同年代別かつ同種目での優勝者表彰を受けたことのある者は除く。

3 功 勞 賞

- (1) 同一団体で20年以上にわたり活躍した役員及び指導者
- (2) 本会役員として3期以上在職した者
- (3) 本会加盟団体役員とは、会長・副会長・理事長・事務局長として10年以上在職した者
- (4) 表彰規程第3条(3)エの優秀な成績とは、全国競技大会において個人・団体を通算2回以上優勝させた監督・指導者
- (5) 受賞の対象は55歳以上とする(上記3号及び4号を除く)
- (6) 表彰規程第6条2に規定する功勞賞の重賞については故人も対象とする。

4 感 謝 状

- (1) 本会の理事長・副会長・理事・監事として2期以上在職し職を辞した者
- (2) 本会加盟団体の会長・副会長(又は同等と認められる役職)として6年以上(通算も認める)在職し、スポーツの普及振興に貢献し、職を辞した者
- (3) その他、理事長が必要と認めた者

5 候補者の推薦枠

功勞者に関する候補者の推薦枠は、本内規3の第3号及び第4号を除き、原則として加盟団体及び本専門委員会毎に1名又は1団体とする。

6 そ の 他

理事長は、表彰に関し必要があると認めたときは、この外別に定めることができる。

付 則

- 1 この内規は、平成6年5月26日から施行する。
- 2 この内規は、平成8年1月17日一部改正する。
- 3 この内規は、平成8年3月22日一部改正する。
- 4 この内規は、平成8年11月18日一部改正する。
- 5 この内規は、公益財団法人山形県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 6 この内規は、平成25年度定時評議員会(平成25年6月18日)から施行する。
- 7 平成28年6月13日一部改正
[1殊勲賞(3)(4)][2奨励賞(2)][3功勞賞(4)]
- 8 平成31年3月25日一部改正
(名称)(趣旨)[1殊勲賞(1)⑥(2)⑥][2奨励賞(1)]
- 9 この内規は、令和5年3月13日一部改正する。